

事務連絡(保214)  
平成21年1月15日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事（保険担当）  
藤原 淳

### 全国健康保険協会の被保険者証の切替時期変更について

平成20年10月1日から政府管掌健康保険の運営は全国健康保険協会へ移管され、それに伴い保険者番号及び被保険者証が変更されることは、平成20年9月24日付事務連絡(保141)にてご連絡申し上げたところであります。

全国健康保険協会では、既加入者の新被保険者証(水色)への一斉切替を、当初、平成21年1月から3月末までに実施する予定としておりました。しかしながら、印字の不鮮明や欠落等、印刷カードの不具合により切替作業が大幅に遅れ、切替期間が平成21年6月頃から開始し、9～10月頃までに完了する予定に延期されました。その間、新旧の被保険者証が厚生労働大臣が切替を完了した旨告示(完了する日)するまで混在しますので、会員医療機関等に周知していただくようお願い申し上げます。

これに伴い、平成20年9月24日事務連絡(保141)の〔全国健康保険協会の保険者番号等の設定及び被保険者資格証明書の取扱いについて〕の「記I・3. 経過的な取扱い」のうち、「切替時期は平成21年1月1日から平成21年3月末までの間を予定している。」は「切替時期は平成21年6月頃から平成21年9～10月頃までの間を予定している。」に変更されます。

〔参考〕

平成20年9月24日事務連絡(保141)の「3. 経過的な取扱い」

平成20年10月以降、協会の各支部から交付される被保険者証(水色)から適用する。

既に政府管掌健康保険に加入している者については、順次被保険者証の切替を行っていく。(切替を行った月の請求は新証の番号でも旧証の番号でもどちらでもよいが、レセプトは1枚に統一する。)

切替時期は平成21年1月1日から平成21年3月末までの間を予定している。

この切替期間中は新証と旧証が混在する。

厚生労働大臣が定める日(切替が完了した時点)までは旧証は有効である。

なお、この内容につきましては、全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

また、全国健康保険協会では平成21年3月に医療費通知を予定しておりますが、通知内容は従前どおり政管健保のときと同じ内容であります。コンピュータシステム上、記号・番号は新たな番号(切替後の番号)で印字されます。

(添付文書)

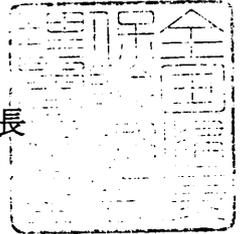
1. 健康保険被保険者証の一括更新の時期について

[平20.12.26 協発第1226001号 全国健康保険協会理事長]

協 発 第 1226001 号  
平成 20 年 12 月 26 日

社団法人 日本医師会長 殿

全国健康保険協会理事長



健康保険被保険者証の一括更新の時期について

標記につきましては、当初、平成 20 年度末までに完了の予定としていましたが、別添のとおり平成 21 年 6 月頃から開始し、9～10 月頃までに完了させることとしましたので、ご理解、ご協力方何卒よろしくお願いいたします。

なお、スケジュール等詳細につきましては別途お知らせいたします。

(別添)

## 健康保険被保険者証の切替時期の変更について

平成 20 年 12 月  
全国健康保険協会

被保険者証については、本年 10 月以降も従来の政府管掌健康保険の被保険者証を引き続き使用できるようにした上で、新たな被保険者証への切替えは平成 21 年 3 月末までに行うことを予定していましたが、以下の理由により、やむを得ず切替時期の延期を行うことといたしますので、加入者、事業主、医療機関をはじめ関係者の皆様には、ご理解を賜りたくお願い申し上げますとともに、当初の計画を変更することを深くお詫び申し上げます。

- (1) 協会設立直後の 10 月初旬に 6 支部で作成した被保険者証の印字の一部に不鮮明や欠落等の不具合が発生しました。不具合の原因はカード自体にあると考え、その原因の究明や解消のために、必要な調査を行い、所要の仕様の見直しも行き、ようやく印字の鮮明なカードが確実に作成できる目途が立ったところです。
- (2) このため、カードを一斉に切替えるために必要な調達手続きが大幅に遅れ、平成 21 年 3 月末までに切替を完了することは困難となりました。

他方、年度末及び年度当初の時期は、退職や就職に伴う資格喪失届や資格取得届等の手続きが極めて多く、また、カード製造業者の学生証や社員証等の作成のピークとも重なることから、この時期を避けて調達を進めることが適切と考えられます。

- (3) このため、カード作成等の調達時期をずらし、被保険者証の一斉切替は 6 月頃から開始し、9~10 月頃までに完了させたいと考えています。
- (4) なお、新たに協会けんぽに加入された方には、新たな被保険者証を発行するとともに、従来からお持ちの政府管掌健康保険の被保険者証については、平成 21 年 3 月以降も切替が完了するまで、引き続き有効です。
- (5) また、平成 21 年 3 月に医療費通知を予定していますが、この通知に記載される被保険者証の番号は、システム上、新たな番号が印字されることから、従来の被保険者証をお持ちの方は被保険者証の番号と異なることとなりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。